

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年7月31日
高松市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			一万	無	R 8～R 1 1 年度	一万集落
	○			北井	無	R 8～R 1 1 年度	北井集落
	○			小田	無	R 8～R 1 1 年度	小田集落
	○			下倉	無	R 8～R 1 1 年度	下倉1（金光）集落
	○			下倉	無	R 8～R 1 1 年度	下倉2（柳原）集落